

その人らしさを認め合う – 障がい者の人権問題 –

わたしには大好きなおじさんがいます。子どもの頃からキャッチボールをしたり、遊園地に出かけたり、たくさん遊んでくれました。でも、そのおじさんは、今では一緒に遊ぶことができません。交通事故により、右半身にマヒが残りました。今でもおじさんのところへ行き、いろいろな話をし、時には背中を拭いたりします。おじさんは、「ごめんな」とわたしによく言います。おじさんができないことをしているだけなのに…、そう思います。昔、おじいちゃんが寝たきりになった時、おじいちゃんができないことをお父さんとお母さんがしていました。おじいちゃんも「ごめんな」と言っていました。「人は誰でも誰かの力を借りて助けられて生きているのよ。決して自分だけの力で今があるのではないのよ」お母さんがわたしにしてくれた話が忘れられません。わたしが子どもの頃、たくさんのおじいちゃんのことを周りの人がしてくれたおかげで今のわたしがあるのだと思います。世の中にはいろいろな人がいます。「何かお困りですか」そんな声かけがあちこちで聞かれるような、そんな社会になるといいなあと思います。

捉え方を変えることで…

社会には多様な人々がいるにもかかわらず、学校や職場、公共の施設などは多数のニーズを優先しています。そうした社会のあり方こそが障がい者に不利を強いているのではないのでしょうか。

「障がい者が困難に直面するのは、社会が障がい(障壁)をつくっている」と考え、それを取り除くのは社会の責務であると捉えることにより、「障がいがあるから不便(差別される)」のではなく、「障がいとともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想を転換して試みるのが大切です。

心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む壁をなくしていくことです。

最近では公共の建物にエレベーターが設置されたり、歩道には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む要因はひとことと比べるとずいぶん減ってきています。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦が起きています。わたしたちの心の「バリアフリー」をめざしませんか。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016(平成28)年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

当初、「合理的配慮の提供」については、公的機関は義務、事業者は努力義務とされていましたが、2021(令和3)年5月の改正により、事業者にも義務化されました。「不当な差別的取扱い」の禁止とともに「合理的配慮の提供」が社会全体に求められています。

〈不当な差別的取扱いの具体例〉

- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や、入学を拒否する。
- 障がい者向け物件はないと言って対応しない。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店には入れない。

〈合理的配慮の具体例〉

- 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- 障がいのある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

参考: 障害者差別解消法リーフレット(内閣府)